

感染症対策マニュアル

ひとりひとりの力は、みんなの元気に・・・頑張ろう！

<重点的な予防対策>

- 健康観察の徹底、体調管理と早めの休養
- マスクの正しい着用・手洗い
- 換気の徹底・密集を避けた行動・ソーシャルディスタンスの習慣化
- 昼食は自分の席で前を向いて黙食！（マスクなしの会話は禁止）

登校前	☐ 健康観察記録カードに検温・体調について記録 ☐ 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合は自宅での休養を徹底（出席停止）→できる限り受診を促す。
持ち物	☐ 健康観察記録カード・ハンカチ・ティッシュ・マスクケース（ビニール袋可） ☐ MYゴミ袋 ☐ 飲料水 ※熱中症対策のためスポーツ飲料も忘れずに・・・
生徒登校	☐ 登校時は密を避けるため正門と正面玄関を利用し、速やかに手洗いうがいを実施 ※できない場合は手指消毒を利用 ☐ マスクを忘れた場合は保健室へ ☐ 自分が出したゴミ（使用済みティッシュ・マスク・汗拭きシート等）はMYゴミ袋に入れて自宅処理
朝SHR	☐ 健康観察記録カードは、週1回（週初め）忘れず提出 ☐ 健康観察実施後、体調不良がみられる生徒は、担任の指示で帰宅し自宅で療養 ☐ 原則、教室のドアや窓は換気のため常時開放
授業中	☐ 更衣は、自分の席で ☐ 生徒間の物の貸し借りは禁止 ☐ 電子機器・ピアノ等の共有物を使用した後は、必ず石鹸で手洗い ☐ 熱中症対策として、水分補給を意識する ☐ 移動教室の場合は、飲料水を持参 ☐ 休み時間は出入口の扉と窓を開けて換気
休み時間	☐ トイレは1人で！ ☐ 職員室への立ち入りは、必要最小限、小人数で ☐ ピアノを弾いたら、石鹸で手洗い
昼休み	☐ 食事前には手洗い・うがいを徹底（校内放送あり） ☐ 昼休みは出入口の扉と窓を開けて換気 ☐ 食事は自分の席で前を向き【黙食】 ☐ 食べ物の交換は禁止 ☐ 食事が終わったら素早くマスク着用 ☐ 食事の人がいたら、会話は教室の外で ☐ 職員室の入室は、感染対策のため12:40～13:10まで不可 ☐ トイレ内の混雑を避けるため、長時間トイレ内に留まることは禁止
掃除	☐ 掃除中は出入口の扉と窓を開けて換気 ☐ 掃除後は石鹸で丁寧に手洗いを ☐ 教室・特別教室等の掃除は、床をほうきで掃き、モップで拭き掃除をする ☐ 階段掃除は、ほうきで掃いた後、雑巾で床・壁・手すりを拭く ☐ トイレ掃除は使い捨て手袋を使用し、丁寧に！ ☐ トイレの便座は、除菌剤を便座に吹き付けトイレトペーパーでふき取りをしトイレに流す ☐ トイレの汚物は、毎日回収し指定場所へ ☐ 各教室のゴミは、指定場所へ
放課後（部活）	☐ 下校時は正門と正面玄関を利用して分散を心がける ☐ 下校中も感染症対策を忘れず、すみやかに帰宅 ※寄り道・おやつ厳禁 ☐ 部活動は、感染対策の徹底と熱中症予防を
保健室対応	☐ 発熱やかぜ症状、倦怠感、体調不良がみられる生徒は帰宅・受診の指導をします ☐ 原則30分以上の休養はせず、帰宅・受診の指導をします（保健室登校は別対応） ☐ 体調不良等で動けない生徒がいた場合は、保健室または職員室等の先生へ連絡をお願いします

出席停止解除にかかわる証明書

常葉大学附属常葉中・高等学校長 様

HR NO 氏 名	中 ・ 高 () 年 () 組 () 番 氏 名 ()
出席停止の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
理 由	新型コロナウイルス感染症拡大の防止に関する対応

※濃厚接触者での停止の際は、別紙「健康観察記録用紙」（7日間分）を添付すること。

上記の理由にて出席停止となっておりましたが、症状が改善されたことを証明します。

令和 年 月 日

保護者名（保護者自署）

健康観察記録用紙

中・高 () HR () 番 氏 名 ()

平 熱 () °C		例) 1/10 (日)			/ ()			/ ()			/ ()			/ ()			/ ()			/ ()		
		朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜
40°C																						
39°C																						
38°C																						
37°C																						
36°C																						
35°C																						
症 状 (当 ては まる もの に○ をつ ける)	頭痛	○		○																		
	吐き気																					
	嘔吐																					
	咳																					
	鼻水																					
	のどの痛み																					
	腹痛																					
	下痢																					
	味覚異常																					
	嗅覚異常																					
その他 ()																						
薬 の 記 録	例) 解熱剤	○																				
行 動 履 歴	病院受診																					

- ※ 1 濃厚接触者の健康観察期間（自宅待機）は、7日間です。
7日間の間は、1日3回の検温と健康観察の記録をつけてください。
- ※ 2 健康観察の日数や、登校開始については保健所の指示に従います。
指示の内容は、学校にもご報告ください。
- ※ 3 登校の許可が出た際には、「出席停止解除にかかわる証明書」と健康観察記録用紙を提出してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針

国評価レベル	授業	行事	集会等	来校者受け入れ	部活動	職員の移動等
【0】感染者0レベル	・感染防止に留意し、通常どおり行う。	・感染防止に留意し、通常どおり行う。	・感染防止に留意し、通常どおり行う。	・感染防止に留意し、通常どおり受け入れる。	・感染防止に留意し、通常どおり行う。	・感染防止に留意し、通常どおり認める。
【1】維持すべきレベル	・本校作成マニュアル「新型コロナウイルス感染症対策ver.1」に従って行動する。	・感染防止に留意し実施する。ただし、感染リスクが避けられない行事は、内容を変更することもある。	・全校集会、式典等は原則として放送で行う。 ・学年やコース・系列別の集会等は感染防止に留意して行う。	・感染が蔓延している地域からの来校希望は、自粛を要請する。 ・校内に立ち入る場合は、マスク着用、検温、手指消毒を必須とする。	・基本的な感染防止対策を徹底し、通常どおり行う。 ・県外校との練習試合等については、校長の判断を仰ぐ。	・県外の移動や出張は、校長の許可を得る。
【2】警戒を強化すべきレベル	・本校作成マニュアル「新型コロナウイルス感染症対策ver.1またはver.2」に従って行動する。 ・静岡市がまん延防止等重点措置なら9:00登校とし、一斉授業（45分）または分散登校による対面授業とオンライン授業（45分）を併用して行う。	・感染防止に留意し実施する。＊感染リスクが避けられない行事は、延期または中止を検討する。 ・県外移動や宿泊を伴う行事は、参加承諾書を提出させると共に健康観察（検温等）を徹底する。	・全校集会、式典等は原則として放送で行う。 ・学年やコース・系列別の集会等は感染防止に留意して行う。（感染状況によってはリモートによる集会を検討する。）	・感染が蔓延している地域からの来校希望は、自粛を要請する。 ・校内に立ち入る場合は、マスク着用、検温、手指消毒を必須とする。	・部ごとに定めた感染症対策を徹底し、通常どおり行う。（感染状況により他校との練習試合等の実施・参加を自粛する。） ・県外校との練習試合等については、校長の判断を仰ぐ。	・県内、県外の感染リスクの高い場所への外出、緊急事態措置区域等への不要不急の移動を自粛する。必要がある場合は校長の許可を得る。
【3】対策を強化すべきレベル	・本校作成マニュアル「新型コロナウイルス感染症対策ver.2またはver.3」に従って行動する。 ・静岡市がまん延防止等重点措置なら9:00登校、静岡県が緊急事態宣言なら9:30登校とし、一斉授業（45分）または分散登校による対面授業とオンライン授業（45分）を併用して行う。（オンライン授業のみ実施する場合もあり）	・移動や宿泊を伴う行事や感染リスクが避けられない行事については、延期または中止とする。	・全校集会、式典等は原則として放送で行う。 ・学年やコース・系列別の集会等は必要最小限にとどめ、感染対策を徹底して行う。（感染状況によってはリモートによる集会を検討する。）	・来校者の受入れは必要最小限にとどめる。 ・校内に立ち入る場合は、マスク着用、検温、手指消毒を必須とする。 ・学校説明会は延期するか、オンラインで実施する。（状況によっては中止）	・部ごとに定めた感染症対策を徹底し、自校内での活動を原則とする。他校との練習試合等の実施・参加を認めない。	・県内、県外の感染リスクの高い場所への外出、他県への不要不急の移動を自粛する。必要がある場合は校長の許可を得る。
【4】避けたいレベル	・生徒は登校させず、原則としてオンライン授業を行う。 ・必要に応じて分散登校をさせる。	・必要最低限の行事に限定し、感染症対策を徹底して行う。	・原則として放送またはリモートで行う。	・来校者の校内立ち入りは原則として禁止する。 ・学校説明会は延期するか、オンラインで実施する。（状況によっては中止）	・原則として活動を禁止する。	・県内、県外の感染リスクの高い場所への外出、他県への不要不急の移動を回避する。

校内に感染者が発生した場合の対応

＊状況によって、通常授業、オンライン授業、休校等の対応をする。

	本人の陽性が判明した場合	本人が濃厚接触者に特定された場合	家族が濃厚接触者に特定された場合
生 徒	出席停止 （保健所または医療機関に指示された期間）	出席停止 （保健所または医療機関に指示された期間）	保護者が生徒の登校について保健所へ確認 （自宅待機の指示があった場合は、出席停止）
教職員	就業禁止　＊有休、厚生休暇または傷病欠勤 （保健所または医療機関に指示された期間）	保健所から自宅待機の指示があった場合は、在宅勤務扱い （保健所に指示された期間）	法人本部（人事課）と協議のうえ在宅勤務を命ずる場合あり （同居家族の濃厚接触者が保健所の指示により自宅待機が解除されるまでの期間）

※本指針は令和4年4月現在のものであり、今後の国や県の方針、法人本部の要請に応じて変更する場合があります。